

建築士の懲戒処分一覧

処分年月日	建築士の氏名	一級・二級・ 木造の別	登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和5年3月31日	西川 均	二級	第浜坂76号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和3年12月24日	石田 健	二級	第2800601号	令和4年4月1日から 2月間の業務停止	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	福元和宏	二級	第350089号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	藤瀬 秀政	二級	第神戸1034号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	山野 建作	二級	第神戸3636号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	新徳 浩哉	二級	第阪神1995号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	山口 雅子	二級	第阪神2883号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。

令和2年11月24日	黒田智彦	二級	第200552号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	劉長焜	二級	第神戸3236号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	頼末康也	二級	第450410号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	矢作紀子	二級	第神戸3106号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	安水盛徳	二級	第450338号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	遠藤研吾	二級	第100077号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	小川武知	二級	第2800204号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	竹松義紘	二級	第100683号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。

令和2年1月20日	波多野良次	二級	第10087号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年1月20日	大道章孝	二級	第阪神3707号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年1月20日	武内茂	二級	第阪神263号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年1月20日	岡本次郎	二級	第洲本290号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和元年6月11日	麻田茂	二級	第浜坂79号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
平成31年3月22日	石田健	二級	第2800601号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
平成30年3月15日	平塚徹	二級	第阪神2025号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
平成29年12月28日	坂上謀	二級	第6120号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。

平成29年12月28日	知念正信	二級	第11229号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
平成29年12月28日	木村真介	二級	第神戸1196号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
平成29年12月28日	中山竹信	二級	第上郡118号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
平成29年12月28日	熊本喜富	二級	第阪神1682号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
平成29年12月28日	森川和彦	二級	第竜野359号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
平成29年12月28日	今垣卓也	二級	第三田103号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
平成29年12月28日	小林誠二	二級	第加古川1160号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
平成29年12月28日	田里千恵美	二級	第豊岡215号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。

平成29年12月28日	中大路秀樹	二級	第200291号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
-------------	-------	----	----------	----	---